

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-70 前部霧灯</p> <p>7-70-1 装備要件 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。(保安基準第33条第1項)</p> <p>7-70-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第43条第1項関係、細目告示第121条第1項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ② 前部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ③ 前部霧灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 <p>(2) 次に掲げる前部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第121条第2項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯 <p>7-70-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取付けられていること。 ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 <p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの(二輪自動車、三輪自動車及</p>	<p>8-70 前部霧灯</p> <p>8-70-1 装備要件 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。(保安基準第33条第1項)</p> <p>8-70-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第199条第1項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ② 前部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損していないこと。 ③ 前部霧灯は、レンズ取付部に緩み、がた等がないこと。 <p>(2) 前部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第2項関係)</p> <p>8-70-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取付けられていること。 ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>び被牽引自動車を除く。)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 超のもの（二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>ウ 二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度 20km/h 未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ 二輪自動車に前部霧灯を一個備える場合にあつては、その照明部の最内縁が車両中心面から 250mm 以内となるよう取付けられていること。</p> <p>⑥ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10° の平面及び前部霧灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-70-2 (1) に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑦ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、二輪自動車に備える前部霧灯にあつてはこの限りでない。</p> <p>⑧ 前部霧灯は、前部霧灯を 1 個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>⑨ 前部霧灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p> <p>⑩ 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の</p>	<p>③ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、二輪自動車に備える前部霧灯にあつてはこの限りでない。</p> <p>④ 前部霧灯は、前部霧灯を 1 個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である自動車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>⑤ 前部霧灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。</p> <p>⑥ 前部霧灯は、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。</p> <p>⑪ 前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により前部霧灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑫ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑪ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑬ 前部霧灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑭ 前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等7-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次の各号に掲げる前部霧灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第121条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯</p>	<p>点灯状態にかかわらず、点灯及び消灯できるものであること。</p> <p>⑦ 前部霧灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により前部霧灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨ 前部霧灯の直射光又は反射光は、当該前部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑩ 前部霧灯は、灯器の取付部に緩み、がたがない等8-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 前部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第4項関係)</p> <p>8-70-4 適用関係の整理 7-70-4の規定を適用する。</p>
<p>7-70-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7-70-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第30条第3項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、7-70-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第30条第3項第2号関係)</p> <p>(3) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-70-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)</p> <p>(4) 次に掲げる二輪自動車については、7-70-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第30条第17項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-70-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第3項第1号関係)</p> <p>7-70-5-1 装備要件 7-70-7-1に同じ。</p> <p>7-70-5-2 性能要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 光度は、10,000cd以下であること。</p> <p>② 照射光線の主光軸が前方30mから先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

- ③ 照射光線の主光軸は、下向きであること。
 - ④ 照射光線の主光軸（前方 30m から先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。
 - ⑤ 前部霧灯（その照射光線の主光軸が前方 30m から先の地面を照射するものに限る。）の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と同一であること。
 - ⑥ 前部霧灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
- (2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

7-70-5-3 取付要件

- (1) 前部霧灯は、7-70-5-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
- ① 前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯しないように取付けられていること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1.2m を超えないこと。
 - ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1.2m を超えないこと。
 - ④ 前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-70-6 従前規定の適用②

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 30 条第 3 項第 2 号関係）

7-70-6-1 装備要件

7-70-7-1 に同じ。

7-70-6-2 性能要件

- (1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 光度は、10,000cd 以下であること。
 - ② 照射光線の主光軸が前方 30m から先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。
 - ③ 照射光線の主光軸は、下向きであること。
 - ④ 照射光線の主光軸（前方 30m から先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。
 - ⑤ 前部霧灯（その照射光線の主光軸が前方 30m から先の地面を照射するものに限る。）の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と同一であること。
 - ⑥ 前部霧灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
- (2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

7-70-6-3 取付要件

- (1) 前部霧灯は、7-70-6-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
- ① 前部霧灯は、同時に 3 個以上点灯しないように取付けられていること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。
 - ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。
 - ④ 前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-70-7 従前規定の適用③

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 30 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 3 項第 3 号、第 4 項関係）

7-70-7-1 装備要件

自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

7-70-7-2 性能要件

- (1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 光度は、10,000cd 以下であること。
 - ② 照射光線の主光軸が前方 40m から先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 照射光線の主光軸は、下向きであること。 ④ 照射光線の主光軸は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。 ⑤ 前部霧灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ⑥ 前部霧灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</p>	
<p>(2) 灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとして取扱うものとする。</p>	
<p>7-70-7-3 取付要件</p>	
<p>(1) 前部霧灯は、7-70-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p>	
<p>① 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取付けられていること。</p>	
<p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p>	
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p>	
<p>④ 前部霧灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等がないものであること。</p>	
<p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-70-8 従前規定の適用④</p>	
<p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第17項関係)</p>	
<p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p>	
<p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p>	
<p>7-70-8-1 装備要件</p>	
<p>自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。</p>	
<p>7-70-8-2 性能要件(視認等による審査)</p>	
<p>7-70-2に同じ。</p>	
<p>7-70-8-3 取付要件(視認等による審査)</p>	
<p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p>	
<p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p>	
<p>① 7-70-3(1)①に同じ。</p>	
<p>② 二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p>	
<p>③ 7-70-3(1)⑤に同じ。</p>	
<p>④ 7-70-3(1)⑦に同じ。</p>	
<p>⑤ 7-70-3(1)⑧に同じ。</p>	
<p>⑥ 7-70-3(1)⑨に同じ。</p>	
<p>⑦ 7-70-3(1)⑩に同じ。</p>	
<p>⑧ 7-70-3(1)⑪に同じ。</p>	
<p>⑨ 7-70-3(1)⑫に同じ。</p>	
<p>⑩ 7-70-3(1)⑬に同じ。</p>	
<p>(2) 7-70-3(2)に同じ。</p>	